

補助金申請のための

事業計画策定個別相談会



事業を成功に結びつける経営計画書の作成POINT

事業成功のための資金調達手段として補助金・融資などがあります。
 ビジネスを客観的に評価し、第三者に理解してもらうための事業計画策定は、円滑な資金調達や補助金申請を行うために欠かせません。
 公募が予定されている様々な補助金等の制度を活用して、経営力向上を図り事業活動の繁栄につなげていくことをお考えの方は、是非ご利用ください。
 各種補助金については裏面をご覧ください。



相談日程

※先着順

4/19(月) ①10:00～12:00
 荒木診断士
 ②13:00～15:00
 ③15:15～17:15

4/21(水) ④10:00～12:00
 荒木診断士
 ⑤13:00～15:00
 ⑥15:15～17:15

4/22(木) ⑦10:00～12:00
 荒木診断士
 ⑧13:00～15:00
 ⑨15:15～17:15

4/26(月) ⑩10:00～12:00
 荒木診断士
 ⑪13:00～15:00

5/10(月) ⑫10:00～12:00
 荒木診断士
 ⑬13:00～15:00
 ⑭15:15～17:15

5/13(木) ⑮10:00～12:00
 藤尾診断士
 ⑯13:00～15:00
 ⑰15:15～17:15

5/17(月) ⑱10:00～12:00
 藤尾診断士

5/19(水) ⑲10:00～12:00
 荒木診断士
 ⑳13:00～15:00
 ㉑15:15～17:15

5/24(月) ㉒10:00～12:00
 藤尾診断士
 ㉓13:00～15:00
 ㉔15:15～17:15

5/25(火) ㉕10:00～12:00
 藤尾診断士
 ㉖13:00～15:00
 ㉗15:15～17:15

※ご希望の相談日時を下記の参加申込書にご記入ください。
 先着順となりますので申込が重複した場合は調整させていただきます。

定員 27枠が埋まり次第終了となります。
 ※申込はお早めに！

相談場所 福崎町商工会館

講師
 中小企業診断士 荒木 慎吾 氏
 中小企業診断士 藤尾 政明 氏

お申込み・お問合せ

福崎町商工会 経営支援課
 〒679-2212 神崎郡福崎町福田116-1
Tel 0790-22-0558
Fax 0790-22-4354

事業計画策定個別相談会 参加申込書 FAX (0790-22-4354) にてお申し込みください

| | | | |
|------|---|------|------|
| 事業所名 | 相談希望日時 (上記相談日程①～ ㉗よりご希望の日時 をご記入ください) | 第1希望 | 第2希望 |
| 氏名 | | | |
| ご住所 | 相談内容 | | |
| 連絡先 | | | |

※ご記入いただきました内容は本事業以外には使用いたしません。

※新型コロナウイルスの感染予防のため、各自マスクをご持参ご着用いただき、会場備付の消毒液を利用する等、自己管理の徹底にご協力ください。

小規模事業者持続化補助金

小規模事業者等が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取組を支援

| | 一般型 | 低感染リスク型ビジネス枠 |
|------|--|---------------------------------|
| 補助額 | 上限50万円 ※共同申請可能 | 上限100万円 |
| | ポストコロナ社会に対応したビジネスモデルへの転換に資する取組や感染防止対策費（消毒液購入費、換気設備導入費等）の一部を支援。 | |
| 補助率 | 2/3 | 3/4 |
| | 感染防止対策費は補助対象経費のうち1/4（または1/2）を上限に支援。 | |
| 補助対象 | 店舗の改装、チラシの作成、広告掲載など | オンライン化の為にツール・システムの導入、ECサイト構築費など |

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

| | 一般型 | グローバル展開型 | 低感染リスク型ビジネス枠 |
|------|--|----------|--|
| 補助上限 | 1,000万円 | 3,000万円 | |
| 補助率 | 1/2（原則） | | 2/3 |
| | 新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資を支援します。 | | 対人接触機会の減少に資する、製品開発、サービス開発、生産プロセスの改善に必要な設備投資、システム構築等を支援します。 |
| 補助対象 | 以下の要件を満たす事業計画（3～5年）を策定・実施する中小企業等 要件①：付加価値額 +3%以上/年 要件②：給与支給総額 +1.5%以上/年 要件③：事業場内最低賃金 地域別最低賃金+30円 | | |

事業再構築補助金

新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、以下の要件をすべて満たす中小企業等の挑戦を支援します！

- 申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
- 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
- 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。

| | 通常型 | 卒業枠* | 緊急事態宣言特別枠* | |
|-----|-------------------|------------------|------------|--|
| 補助額 | 100万円 ～6,000万円 | 6,000万円超 ～1億円 | 従業員数 | 5人以下：100万円～500万円 6～20人：100万円～1,000万円 21人以上：100万円～1,500万円 |
| 補助率 | 2/3 | | 3/4 | |

*卒業枠：400社限定。事業計画期間内に①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより資本金又は従業員を増やし、中小企業者等から中堅・大企業等へ成長する事業者向けの特別枠。

*緊急事態宣言特別枠：上記1～3.の要件に加え、令和3年の国による緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少していること。

※上記以外の相談も受付可能です。お気軽に商工会までお問合せください。